

監査報告書

令和8年6月2日

学校法人鉄蕉館

評議員会 御中

理事会 御中

学校法人鉄蕉館

監事 大久保和正

監事 宇川篤夫

私たち監事は、私立学校法第52条第1項及び寄附行為28条第1項第1号に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における学校法人鉄蕉館の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行の状況について監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

（1）業務監査

理事会及び評議員会その他重要な会議に出席し、理事の職務執行状況について報告を受け、関係書類を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めました。また、理事の職務執行が法令及び寄附行為に適合しているか、並びに学校法人の業務が適正に実施されているかについて検討を行いました。

（2）会計監査

会計帳簿及び関係書類の閲覧、関係責任者からの報告の聴取等により、計算書類等（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び事業報告書、その付属明細書）について検討を行いました。

（3）内部統制の監査

学校法人における業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況について、その運用状況を監査・検証いたしました。

2. 監査の結果

（1）業務監査の結果

業務に関する決定及び執行は適切であり、また理事の職務執行は、法令及び寄附行為に従い適正に行われており、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありませんでした。

（2）会計監査の結果

会計監査人の監査の方法、体制及び結果は相当であると認められます。また、計算書類等は、学校法人の財政状態及び事業活動の状況を適正に表示しているものと認められます。

（3）内部統制の監査

早期に内部通報に関する諸規定の作成を要請いたしました。

以 上